

浜岡原子力発電所 3号機 原子炉内構造物の検査について

2014年7月16日

浜岡原子力発電所3号機は、安全性向上対策を実施しており、第17回施設定期検査を延長しています。

このたび、原子炉の開放(原子炉格納容器および原子炉圧力容器の蓋を開ける作業)および燃料の取り出しが完了したため、今後、原子炉内構造物の検査に着手することから、お知らせします。

1 原子炉内構造物の検査の主な目的

原子力発電所の営業運転開始以降の設備の経年変化を確認します。
また、この検査で得られた知見は、高経年化技術評価※1に活用していきます。

2 検査の対象

- ①原子力発電所の営業運転開始以降の設備の経年変化を確認する検査(供用期間中検査)※2の対象
 - ー1 営業運転開始から30年までに実施するもの
(シュラウドサポート、ジェットポンプ等)
 - ー2 上記に合わせて実施することが合理的なもの
(炉心シュラウド、炉心スプレイ配管・スパージャ等)
- ②他のプラントでの事象等を踏まえ実施するもの
(制御棒駆動機構ハウジング・スタブチューブ、インコアモニタハウジング等)
- ③過去に確認したひびのうち構造物に影響を与えないため補修していないひび(追跡調査)
(炉心シュラウド、シュラウドサポート等) (2005年5月24日お知らせ済み)

3 検査の方法

検査対象の想定される劣化に応じ、水中カメラによる目視試験や超音波探傷試験をおこなう。

4 検査のスケジュール

以下の工程により検査をおこなう予定です。

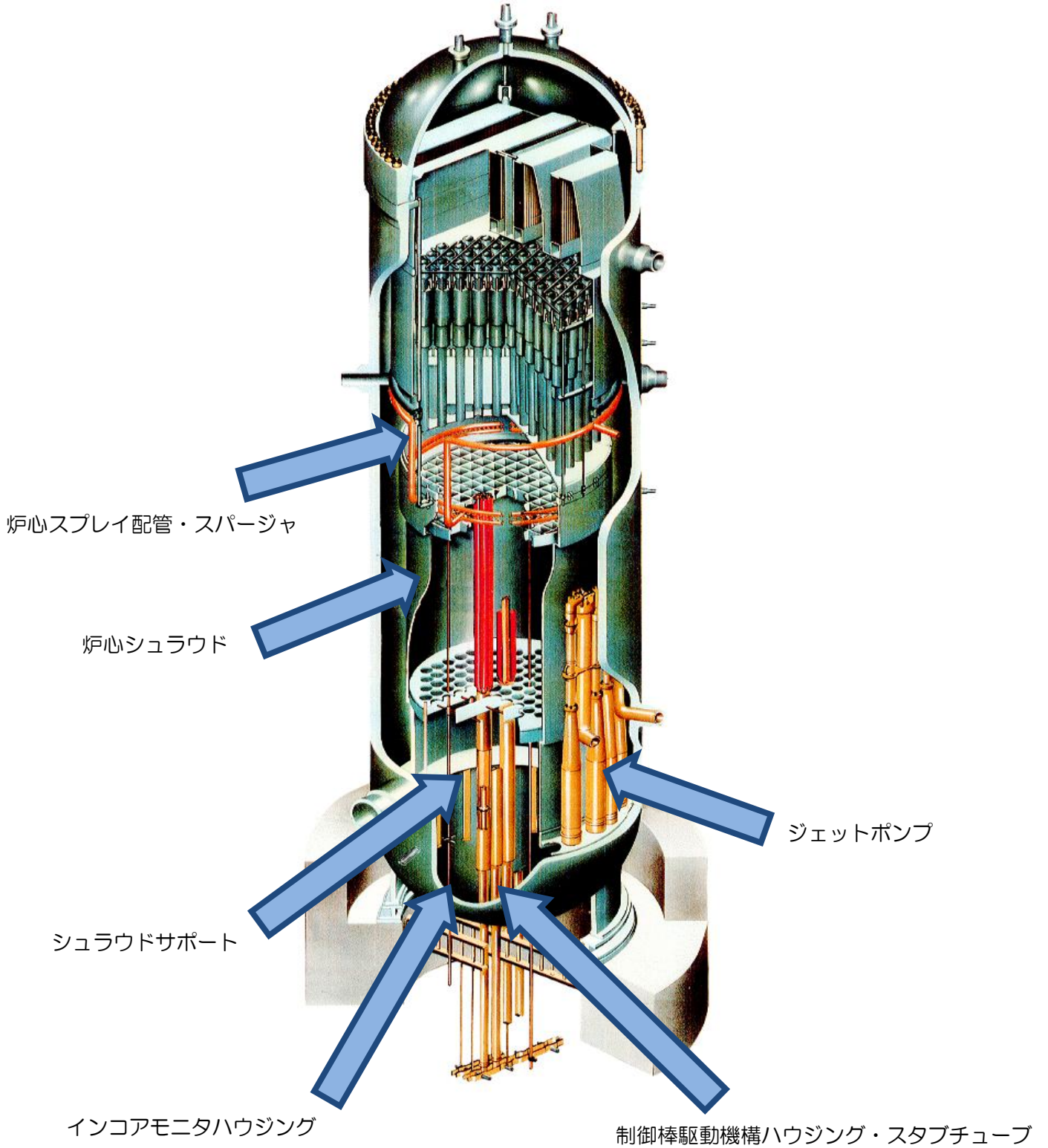
項目	工程(予定)				
	7月	8月	9月	10月	11月
検査に干渉する構造物の取り外し	□				
原子炉内構造物の検査		□	□	□	□

※1 高経年化技術評価は、営業運転開始から30年を経過するまでに、経年劣化事象の評価や耐震・耐津波評価をおこなった上、その後10年間の長期保守管理方針を策定し、原子力規制委員会から認可を受けるものです。

※2 この検査は、供用期間中検査といい、原子力発電所の営業運転開始以降または機器を取り替えた後の当該機器の稼働以降に、設備の非破壊試験等をおこない、設備の経年変化を確認する検査です。同検査の検査箇所、検査方法、検査頻度は、日本機械学会 JSME S NA-1-2008「発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版)」等に定められており、当社は、これらに基づき供用期間中検査の計画を策定しています。

以上

原子炉内の主な検査対象について



原子炉の概略図